資料１－１
男女共同参画及び多様な
性の尊重に関する審議会
令和６年10月21日

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例改正案

改定案

１　性別等に基づく暴力に関する規定の見直し（第２条第８号関係）
２　「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の考え方の反映（第３条第５号関係）
３　アウティングの禁止、カミングアウトの強制・制限を禁止する規定の明確化（第３条第６号、第８条関係）
４　男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員の定数の規定の見直し（第11条関係）
５　デュオよこすかに関する規定の見直し（第16条関係）

１　性別等に基づく暴力に関する規定の見直し

現行では、主として女性に対して行われる暴力行為を想定していますが、性別等に関わらず「誰もが被害者になりうる」という考え方を条例に反映させます。

現　行	改正案
（定義） 第２条 (8)　暴力　性別等に基づく暴力行為（主としてジェンダーに基づき女性に対して行われる暴力行為をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア　ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を含む。）をいう。） イ　セクシュアル・ハラスメント（家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、相手が望まない性的な言動により、相手に不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。）	（定義） 第２条 (8)　暴力　性別等に基づく暴力行為（主としてジェンダーに基づき~~女性に対して~~行われる暴力行為をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア　ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を含む。）をいう。） イ　セクシュアル・ハラスメント（家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、相手が望まない性的な言動により、相手に不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。）

ウ　ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条第３項に規定するストーカー行為をいう。） エ　アからウまでに掲げるもののほか、身体に対する直接的な暴力、性的暴力、身体的虐待、精神的虐待、経済的虐待、性的虐待、ネグレクト等心身に有害な影響を及ぼす行為	ウ　ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条第４項に規定するストーカー行為をいう。） エ　アからウまでに掲げるもののほか、身体に対する直接的な暴力、性的暴力、身体的虐待、精神的虐待、経済的虐待、性的虐待、ネグレクト等心身に有害な影響を及ぼす行為

（１）改正理由

・第６次横須賀市男女共同参画プランに明記し、また、プラン策定時の審議会での審議においても、「ジェンダーに基づく暴力は、女性のみならず、誰もが被害者になりうること」を広く周知啓発していくことが重要であるとの意見があったため。
・多様な性の尊重の視点を踏まえると、性別等に関わらず、「誰もが被害者になりうる」という考え方を条例に反映する必要があるため。

（２）第１回審議会時点の案との相違点

第１回審議会案	改正案
（定義） 第２条 （8）暴力　ジェンダーに基づく暴力行為（主としてジェンダーに基づき女性に対して行われるが、女性のみならず誰に対しても行われる暴力行為をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア　ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を含む。）をいう。） イ　セクシュアル・ハラスメント（家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、相手が望まない性的な言動により、相手に不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。） ウ　ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条第３項に規定す	（定義） 第２条 （8）暴力　性別等に基づく暴力行為（主としてジェンダーに基づき~~女性に対して~~行われる暴力行為をいう。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア　ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為を含む。）をいう。） イ　セクシュアル・ハラスメント（家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、相手が望まない性的な言動により、相手に不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。） ウ　ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条第４項に規定す

るストーカー行為をいう。） エ　アからウまでに掲げるもののほか、身体に対する直接的な暴力、性的暴力、身体的虐待、精神的虐待、経済的虐待、性的虐待、ネグレクト等心身に有害な影響を及ぼす行為	るストーカー行為をいう。） エ　アからウまでに掲げるもののほか、身体に対する直接的な暴力、性的暴力、身体的虐待、精神的虐待、経済的虐待、性的虐待、ネグレクト等心身に有害な影響を及ぼす行為

・第２条第８号「ア」～「ウ」については、ジェンダーに基づく暴力ですが、「エ」の規定は「ジェンダーに基づく暴力行為」と現時点では言い切れず、また、「Transphobic violence」（トランス嫌悪に基づく暴力）や「Homophobic violence」（同性愛嫌悪に基づく暴力）もあるため、現行どおり「性別等に基づく暴力行為」としました。
・性別等に基づく暴力は、主としてジェンダーに基づき女性に対して行われますが、女性のみならず誰に対しても行われる暴力行為であることについては、条例改正を周知する際に、詳細の解説として周知啓発していく方向性で進めたいと考えています。
・「不同意性交」、「痴漢」を第２条第８号の暴力行為に該当するものとして列記に追記することをご提案いただきました。検討の結果、内閣府や法務省等で不同意性交や痴漢は性暴力であると位置づけられ、現行の条例で「性的暴力」が既に規定されているため、条例改正を周知する際に、不同意性交や痴漢は性暴力であることを併せて周知啓発していく方向性で進めたいと考えています。
・ストーカー行為の定義を規定している「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正に伴い、項数の変更が必要になりました。

（３）「暴力」の規定の他の条文への影響

定義されている「暴力」は、条例内で以下の条文に規定されています。

（基本理念）
第３条　市、市民、教育関係者及び事業者等は、次の各号に掲げる事項を実現するために、協働して男女共同参画及び多様な性を尊重する社会を推進するものとする。
(1)　全ての人が、性別等にかかわらず個人として尊重され、いかなる場合においても暴力及び不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方が選択できること。

（性別等による人権侵害の禁止）
第８条　全ての人は、いかなる場合においても、性別等による差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。

（基本的施策）
第９条　市は、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会を推進するため、次の各号に掲げる基本的施策を行うものとする。

(2)　暴力による被害者を救済し、その自立を支援するため、相談を受け、情報提供を行い、関係機関との連携に努めるとともに、暴力を防止するため福祉関係者、医療関係者等の体制づくりに寄与すること。
(5)　市民、教育関係者及び事業者等に対し、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進を阻害する、性別による固定的な役割分担を助長し、及び暴力を容認する表現を用いないよう理解及び協力を求めていくこと。

2　「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方の反映

「性と生殖に関する健康と権利」の考えについて、現行では、妊娠、出産等に関わるものとして規定しているため、包括的な性の健康と権利を含む内容に改正します。

現　行	改正案
(基本理念) 第３条 (5)　全ての人が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。	(基本理念) 第３条 (5)　全ての人が、~~妊娠、出産等の~~**包括的な**性と生殖に関する健康と権利**（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）**を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。

（１）改正理由

・現条例では、既に「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念が規定されていますが、多様な性の尊重の視点を踏まえると、妊娠、出産等に限らず、より広く包括的な“セクシュアル・ヘルス”（性に関する健康）“セクシュアル・ライツ”（性に関する権利）の考え方も条例に反映する必要があるため。

（２）第１回審議会時点の案との相違点

第１回審議会案	改正案
(基本理念) 第３条 (5)　全ての人が、~~妊娠、出産等の~~性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。	(基本理念) 第３条 (5)　全ての人が、~~妊娠、出産等の~~**包括的な**性と生殖に関する健康と権利**（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）**を認め合い、生涯にわたって健康な生活を営むことができること。

・より広く包括的な内容となることがわかるよう、「包括的な」「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を追加しました。

（参考）セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

英語の Sexual and Reproductive Health and Rights、頭文字をとって、「ＳＲＨＲ」とも呼称されます。日本語では、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、内閣府や全国の自治体でも使われています。すべての人の「性」と「生き方」に関わる重要なことで、「自分らしく」生きるために大切な考え方です。この長い言葉は、４つの言葉の組み合わせで作られているので、分けて考えるとよりわかりやすくなります。
（引用：公益財団法人 ジョイセフ ホームページ）

セクシュアル・ヘルス（性に関する健康）

自分の「性」に関することについて、心身ともに満たされて幸せを感じられ、またその状態を社会的にも認められていること。

リプロダクティブ・ヘルス（生殖に関する健康）

妊娠したい人、妊娠したくない人、産む・産まないに興味も関心もない人、アセクシャルな人（無性愛、非性愛の人）問わず、心身ともに満たされ健康にいられること。

セクシュアル・ライツ（性に関する権利）

セクシュアリティ「性」を、自分で決められる権利のこと。自分の愛する人、自分のプライバシー、自分の性的な快楽、自分の性のあり方（男か女かそのどちらでもないか）を自分で決められる権利。

リプロダクティブ ・ライツ（生殖に関する権利）

産むか産まないか、いつ・何人子どもを持つかを自分で決める権利。妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関するすべてのことを自分で決められる権利。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、全ての人が心も体も健康で幸せに、自分らしく生きるために、「性」や「生殖」に関することについて、自分で決めたり、行動したりできる権利です。

3　アウティングの禁止、カミングアウトの強制・制限を禁止する規定の明確化

既に現行では、「カミングアウトの権利」と「アウティングの禁止」について、その趣旨を第３条（基本理念）に「性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。」と規定しておりますが、アウティングの禁止とカミングアウトの強制・制限を、具体的な言葉で、よりわかりやすく明記します。

現　行	改正案（第１回審議会案と変更なし）
（基本理念） 第３条 (6)　性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。 (性別等による人権侵害の禁止) 第８条　全ての人は、いかなる場合においても、性別等による差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。	（基本理念） 第３条 (6)　性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。 (性別等による人権侵害の禁止) 第８条　全ての人は、いかなる場合においても、性別等による差別的な取扱い及び暴力による人権侵害を行ってはならない。 ２　全ての人は、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

（１）改正理由

・令和５年 10 月 23 日の神奈川新聞において、「アウティング禁止増加～逗子など 26 自治体　条例、３年で５倍～」という記事が掲載されました。これは、一般財団法人「地方自治研究機構」（東京）の調査結果を記事にしたもので、神奈川県内ではアウティング禁止を明記している条例がある自治体は、「逗子市のみ」と記載されていました。

・令和５年 12 月の市議会定例議会においても、この記事を受け、「本市条例の今の条文ではアウティングの禁止を読み取れない、つまり本市条例はアウティング禁止を明記していると認識されていない。条例にアウティングの禁止を明確に禁止し、分かりやすくかつ具体的に明記する条例改正を行うべきではないか。」との意見がありました。

・アウティング（本人の意思に反して第三者が性的指向又は性自認を公表すること）と、カミングアウト（自らの性的指向又は性自認を公表すること）の強制・制限（カミングアウトを強制的にさせること、カミングアウトをさせないこと）は重大な人権侵害であり、条例にわかりやすく明記する必要があるため。

（２）第１回審議会時点の案との相違点

第１回審議会案	改正案
２　何人も、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。	２　全ての人は、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

・「何人も」を「全ての人は」に変更しました。平成 31 年の改正の際に、「誰もが」及び「何人も」を「全ての人は」に統一するよう改正していた経緯もあったため、「全ての人は」に統一します。

（参考）カミングアウトとアウティングとは

自分のセクシュアリティを他の人に伝える事を「カミングアウト」といいます。必ずしなければいけないものではなく、するかしないかは本人の選択です。カミングアウトはとても勇気のいる行為です。もしカミングアウトされたら、大切な事を伝えてくれたと受け止めて、否定せずに話を聞いてください。

カミングアウトした本人の許可なく、セクシュアリティを他の人に伝える事（暴露すること、言いふらすこと）を「アウティング」といいます。相手が伝えてくれた事でも、他の人に（家族や親しい間柄でも）知られたくないかもしれません。誰に伝えているか、きちんと本人に確認するようにしましょう

4　男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員の定数の規定の見直し（第１回審議会では未提案の事項です。）

現　行	改正案
（男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員） 第 11 条　男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員（以下「委員」という。）を置き、定数を３人とする。	（男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員） 第 11 条　男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に当たり公正かつ中立的な立場で迅速な問題解決に資するため、本市に、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員（以下「委員」という。）を置き、定数を３人**以内**とする。

改正理由

・性別等による人権侵害の申出制度は、市の施策に対して、男女共同参画や多様な性の尊重の観点から不服がある場合や、性別等による差別的な取り扱いや、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害への改善等を求める場合、「男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員」が公正・中立な立場で対応する制度です。

・申出件数の状況に応じて柔軟に制度を運用していくため、定数の規定を改めます。

5　デュオよこすかに関する規定の見直し（第１回審議会では未提案の事項です。）

現　行	改正案
（推進施設の位置及び名称） 第 16 条　推進施設の位置及び名称は、次のとおりとする。 位置　横須賀市本町２丁目１番地 名称　デュオよこすか	（推進施設の位置及び名称） 第 16 条　推進施設の位置及び名称は、次のとおりとする。 位置　横須賀市本町２丁目１番地 名称　**横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設**

改正理由

・「デュオよこすか」の名称について、市の他施設に関する条例上の正式名称と愛称の関係性と足並みを揃える条文整備のため、また、どのような施設であるかを明確にするため、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進施設であることを条例に明記します。

・ただし、「デュオよこすか」は愛称として継続します。